

保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する五泉市役所に掲示する。

平成30年11月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 所在の不明な者の氏名

目黒仁平次 目黒清八 熊倉兼藏 上田栄次郎 高内弥五郎 酒井政吉 目黒国一郎 目黒末吉 酒井市治
目黒金四郎 酒井求吾 目黒栄五郎 目黒竹三郎 目黒帛市 目黒庄次郎 酒井一三次 目黒富太郎 目黒喜
三郎 竹内清七 酒井寅次 目黒新吾 仁平健次郎 山田清二 目黒賢一 熊倉與一 本多清作 熊倉トメ
片桐四郎吉 五十嵐求一郎 相沢平太郎 上田榮次郎 目黒富太郎 佐藤平三郎 目黒末松 目黒佐五兵衛
目黒寅次

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、平成30年10月23日付け28林整治第2232号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成30年10月23日付け農林水産省告示第2338号による。